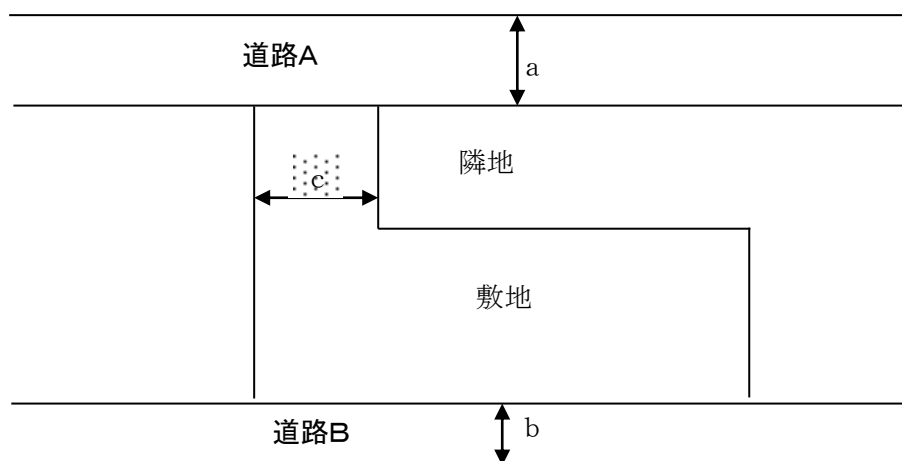


建築物の各部分の高さ	該当 条文	法第56条第6項
		令第132条

道路と敷地の間に隣地がある場合の道路斜線制限

□ 内 容

下図の場合、A道路を前面道路として道路斜線制限の緩和が可能か。



□ 取 扱

cが2m以上の場合、A道路を前面道路として道路斜線の緩和が可能である。この場合、A道路から2aかつ3.5m以内の部分は、A道路と敷地との間の隣地が同一敷地である場合と同じ道路斜線制限を適用する。なお、この場合には当然のことながら隣地斜線制限も適用される。

